

平成30年第1回浦幌町議会定例会議案一覧表

(議会提出分)

番 号	件 名	議決結果	議決年月日
発 委 第 1 号	浦幌町議会基本条例の一部改正について		
発 委 第 2 号	浦幌町議会会議規則の一部改正について		
発 委 第 3 号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について		
発 議 第 1 号	議員の派遣について		
発 議 第 2 号	所管事務調査について		

発委第1号

浦幌町議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成30年 3月14日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 河内 富喜

浦幌町議会議長 田村 寛邦 様

浦幌町議会基本条例の一部を改正する条例

浦幌町議会基本条例（平成24年浦幌町条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第28条」に、「(第26条・第27条)」を「(第29条・第30条)」に改める。

第16条の見出し中「会議」の次に「等」を加え、同条中「地方自治法に基づく常任委員会、特別委員会等とは別に、」を削り、「会議」の次に「、まちなかカフェDE議会、まちなかおじゃまDE議会（以下「一般会議等」という。）」を加える。

第19条第3項中「場合」の次に「及び町長が提出する場合」を加え、「必ず」を「委員会又は」に改める。

第20条第2項中「関して」の次に「議員報酬の標準率又は議員報酬額を示し、」を加え、「聴取し、」を「参考に」に改め、同条第3項中「場合」の次に「及び町長が提出する場合」を加え、「必ず」を「委員会又は」に改める。

第27条を第30条とし、第26条を第29条とする。

第7章中第25条を第28条とし、第24条を第27条とし、第23条を第26条とする。

第22条第2項中「との」を「から情報を得て議員活動に活用する」に改め、「研修会」の次に「及び研究会など」を加え、同条を第25条とし、第21条を第24条とし、第7章中同条の前に次の3条を加える。

（議会活性化の推進）

第21条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生じる町政の諸課題に対応するため、継続的な議会の活性化に努める。

2 議会は、政策形成マネジメントサイクルによる議会運営をするとともに、議会活動の実行目標、工程及び期間等を定めた議会活性化計画（議会活性化サイクル等をいう。）を策定し、議会の活性化に努める。

（議会の評価）

第22条 議会は、町民に対し、議会の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会の活性化を図る。

2 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表する。

3 議会は、前項の議会の評価と合わせて、議会モニターによる外部評価を行い、町民に公表する。

4 議会の評価に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（災害時の対応）

第23条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応については、浦幌町議会業務継続計画（議会BCPという。）で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第22条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

発委第2号

浦幌町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成30年 3月14日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 河内 富喜

浦幌町議会議長 田村 寛邦 様

浦幌町議会会議規則の一部を改正する規則

浦幌町議会会議規則（昭和62年浦幌町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 参考人（第123条）」を

「第15章 参考人（第123条）」

第16章 調査機関（第124条）」に、

「第16章」を「第17章」に、「（第124条・第125条）」を「（第125条・第126条）」に、

「第17章 協議又は調整を行うための場（第126条・第127条）」を

「第18章 協議又は調整を行うための場（第127条）」を

第19章 議会報告会等（第128条）」に、

「第18章 議員の派遣（第128条）」を

「第20章 議員の派遣（第129条）」を

第21章 災害時の対応（第130条）」に、

「第19章」を「第22章」に、「第129条」を「第131条」に改める。

第71条の見出し中「審査会」の次に「及び合同委員会」を加え、同条中「委員会は、」の次に「付託議案等の」を加え、「又は調査」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 委員会は、調査のため必要があると認められるときは、他の委員会と協議して合同委員会を開くことができる。
- 3 連合審査会及び合同委員会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第129条を第131条とする。

第19章を第22章とする。

第18章中第128条を第129条とし、同条の次に次の1章を加える。

第21章 災害時の対応

（議会BCP及び議会機能の維持）

第130条 災害時における議会の対応については、浦幌町議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）で定める。

- 2 災害時には、柔軟かつ迅速に対応するため、委員会及び議会の全ての会議等の連携により機動力を高め、議会機能を維持する。
- 3 災害時の運営及びその他必要な事項は、議長が別に定める。

第18章を第20章とする。

第127条第1項中「及び議会モニター会議」を「、議会モニター会議、まちなかカフェDE議会及びまちなかおじゃまDE議会」に改め、第17章中同条を第128条とし、同章中第126条を第127条とし、同条の次に次の章名を付する。

第19章 議会報告会等

第17章を第18章とする。

第16章中第125条を第126条とし、第124条を第125条とする。

第16章を第17章とし、第15章の次に次の1章を加える。

第16章 調査機関

(調査機関の設置)

第124条 法第100条の規定により、行政の課題に関する調査を行う必要があるときは、調査機関を設ける。

2 調査機関の設置は、議決により設置する。

3 議会基本条例第24条の規定による調査機関の設置についても、前項の規定を準用する。

別表中「126」を「127」に改め、同表に次のように加える。

議会災害対策会議	災害時の議会機能を維持し、意思決定を行うための協議又は調整	議長 副議長 議会運営委員会委員	委員長（議長）
議会災害警戒会議	災害警戒時の議会機能を維持するための協議又は調整	議長 副議長 議会運営委員会委員	委員長（議長）
議会災害対策全体会議	災害時の議会機能を維持するための協議又は調整	全議員	委員長（議長）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発委第3号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の
処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成30年 3月14日提出

提出者 総務文教厚生常任委員会委員長 阿 部 優

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の 処遇改善と雇用安定に関する意見書(案)

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校現場の事務職員など多岐にわたり、また、その多くの職員が恒常的な業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めている。

各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要があるが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多く、準備不足が懸念される。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

記

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。
- 2 新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実にすること。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。
- 3 一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと。
- 4 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 3月14日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

発議第1号

議員の派遣について

浦幌町議会会議規則第128条の規定による議員の派遣については、次のとおりとする。

平成30年 3月14日 提出

浦幌町議会議長 田村寛邦

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

1 第5回議会モニター会議

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 役場3階 大会議室
- (3) 期間 平成30年3月22日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

2 青森中央学院大学佐藤教授行政視察受入及び議員研修会（意見交換会）

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 役場3階 委員会室及び議員控室
- (3) 期間 平成30年3月30日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

3 斜里町議会行政視察受入

- (1) 目的 議会基本条例に規定する交流及び連携並びに議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 浦幌町役場
- (3) 期間 平成30年4月11日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

4 高知県吾川郡町村議会議長会行政視察受入

- (1) 目的 議会基本条例に規定する交流及び連携並びに議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 浦幌町役場
- (3) 期間 平成30年4月24日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、河内富喜、安藤忠司、阿部 優、福原仁子、二瓶 隆（7名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

5 地方議会研修会 in 北海道・十勝

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 帯広市 とかちプラザほか
- (3) 期間 平成30年4月26日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、
福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴 (10名)
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

6 まちなかカフェDE議会

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 町内
- (3) 期間 平成30年5月19日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、
福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴 (10名)
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

発議第2号

所管事務調査について

議会運営委員会並びに各常任委員会の議会閉会中の所管事務調査については、次のとおりとする。

平成30年 3月14日 提出

浦幌町議会議長 田村寛邦

所 管 事 務 調 査 に つ い て

議会閉会中の議会運営委員会並びに各常任委員会の所管事務調査は次のとおりとする。

1 議会運営委員会

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
- (4) 議会の広聴に関する事項

2 総務文教厚生常任委員会

- (1) 浦幌町議会委員会条例第2条第1号に関する事項

3 産業建設常任委員会

- (1) 浦幌町議会委員会条例第2条第2号に関する事項